

大田区産業のまちづくり条例の改正素案

1 条例改正の背景と目的

平成7年に「大田区産業のまちづくり条例」を施行し、条文の前文に掲げる理念のとおり、産業環境の維持・発展を通じて、新産業・新技術の創出を支援するとともに、生活・文化と産業が結び付いた、快適な産業のまちの形成を目指してきました。一方、この30年の間に、区内産業集積の構造や対応すべき課題が大きく変化しているため、現在の社会状況及び基本構想に掲げた2040年頃の大田区産業の将来像を踏まえて条例の全部改正を行います。

以下の内容について区民の皆さまのご意見をお待ちしております。

2 条例改正の趣旨・対象条文

(1) 前文

ア 改正の趣旨

現在の社会状況や2040年頃の大田区の産業の将来像を踏まえ、産業を取り巻く環境の変化に対応しながら、産業の持続的な発展を促す必要性を明確化し、生活環境との調和を図りつつ、脱炭素や資源循環、事業継続、良好な労働環境等の考え方を反映するため、下線部を見直します。

イ 対象条文

大田区は、産業のまちである。

工業をはじめ、商業、農業、漁業などの産業は、区民の生活を支え、豊かな文化を生み出してきた。

また、区民の生活と文化が、経済活動と技術を支え、生き生きとした産業のまちを形成してきた。

さらに、大田区の産業は、これまでの様々な社会経済情勢の変化に適応する柔軟性を特定の産業に過度に依存しない中小企業の集積という形を維持することで実現してきた。

一方、近年の技術革新やデジタル化の進展、イノベーションの加速、国際的なサプライチェーン再編や投資環境の変動、人手不足や労働条件の変化、エネルギー及び資源制約、気候変動に伴う影響、災害リスクの増大などにより、産業を取り巻く環境は急速に変化している。

このような変化に対応しながら、大田区の産業総体の活力を維持確保し、さらに発展させていくことは、区内において産業経済活動に関わる者（以下「産業者」という。）、区民及び区の共通の課題となっている。

その解決のためには、区民の生活様式や社会意識の変化に合わせ、生活と産業の調和を保ちながら持続的に産業環境の創造を進めなければならない。すなわち、快適で安全な生活環境を基盤として調和を図りつつ、脱炭素の取組や資源の循環、事業の継続性の確保及び良好な労働環境の実現を含め、産業の持続的な発展を促す都市環境を整備する必要がある

る。

産業環境の創造を通じて、大田区の産業は、世界や地域との交流を軸に、新しい産業と技術を創出するとともに、イノベーションを促進し、生活及び文化と産業が結び付いた快適で安全な環境の形成を目指すものとする。

区民は、大田区の産業が区民生活を支え、なかでも、ものづくり機能とこれを支える産業が、ものづくりと関連する技術や人材及びこれらの連携等を含めて、日本や世界の人々の共有財産であることを認識し、将来にわたって大田区を産業のまちとするために、この条例を制定する。

(2) 目的 (条例第1条)

ア 改正の趣旨

産業の持続的な発展を図るとともに、地域社会の発展に資する視点がより分かりやすく伝わるよう下線部を見直します。

イ 対象条文

この条例は、大田区における産業の振興に関する基本的事項を定め、産業と生活環境の調和を図りつつ、産業の持続的な発展に向けた施策を推進することにより、区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(3) 基本方針 (条例第2条)

ア 改正の趣旨

連携先や支援範囲を見直しつつ、脱炭素・資源循環の推進、災害時等の事業継続と地域の安全・安心、労働環境の向上、デジタル化等への対応に向けた環境整備を位置付け、産業の生産性・競争力の向上を図る必要性を明確化するため(イ)、(ウ)の下線部を見直します。あわせて、人材の育成や参画を重視する考え方を反映するため(エ)の下線部を追加します。

イ 対象条文

次に掲げる事項を基本として、産業者を中心に、区民及び区が一体となって産業のまちづくりを推進する。

- (ア) 地域に培われてきた資源を生かしながら、産業構造及び生活者意識の変化に対応する新しい産業集積の形成を図ること。
- (イ) 教育機関、研究機関、金融機関、関係団体、国及び東京都その他地方公共団体と連携し、産業者、区民及び区が共に価値を創造するとともに、産業者に備わる創造性と自律的な活力を生かしながら、研究開発から事業化及び販路拡大までを支援し、産業の活性化を図ること。
- (ウ) 都市基盤の整備を進めながら、地域のまちづくりと連動して、誰もが利用しやすく、生活環境と調和する産業立地環境を整備するとともに、脱炭素及び資源循環の推進、災害時等の事業継続、地域の安全・安心の確保、労働環境の向上並びにデジタル化を

はじめとする新たな産業動向に対応可能な環境整備を図り、産業の生産性及び競争力の向上に資すること。

(エ) 人材の育成、技能及び技術の継承、多様な人材の参画並びに働きがいの向上を重視すること。

(4) 区の施策 (条例第3条)

ア 改正の趣旨

住・商・工の調和を踏まえた環境整備や操業環境の維持・向上をより明確化するとともに、産業を担う人材の確保・定着の観点、技能・技術の継承にとどまらない高度化の必要性などを反映するため(イ)～(オ)、(キ)の下線部を見直します。また、需要創出や販路開拓、産学官金等の連携による取引の活性化を図る必要性を明確化し、デジタル化やデータ活用、脱炭素・環境改善・資源循環、災害や感染症、事故、サイバー攻撃等に備えた事業継続の取組を支援する考え方を反映するため(ク)～(サ)の下線部を追加します。

イ 対象条文

区は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本施策として、産業の振興に努めるものとする。

(ア) 産業に関する情報の受発信、調査研究並びに区内外との交流及び連携

(イ) 住・商・工が調和する環境の整備並びに産業の操業環境の維持及び向上

(ウ) 産業を担う人材の育成、確保及び定着

(エ) 技能技術の継承及び向上並びに高度化のための支援

(オ) 中小企業に対する経営の安定及び改善のための支援

(カ) 中小企業に対する融資及び助成

(キ) 地域社会における産業の意義及びものづくりの魅力の周知並びに産業集積の維持発展に資する情報発信

(ク) 需要創出、販路開拓、産学官金等の連携の推進による取引の活性化

(ケ) デジタル化、DX推進及びデータ活用に関する支援

(コ) 脱炭素、環境改善及び資源循環に関する支援

(サ) 災害、感染症、事故及びサイバー攻撃等のリスクに備えた事業継続の取組の支援

(シ) その他区長が産業の振興のために必要と認める施策

(5) 産業者の役割 (条例第4条)

ア 改正の趣旨

産業者に対し、良好な労働環境の確保、技能及び技術の継承並びに適正な取引の推進に努める必要性を明確化するため(イ)の下線部を追加します。また、商店街において小売店等を営む産業者については、商店会等が行う事業への積極的な参画を通じて、地域のにぎわいの維持に協力する趣旨を明確化するため(ウ)の下線部を見直します。

イ 対象条文

- (ア) 産業者は、区民の健康及び安全に配慮するとともに、創造性と自律的な活力に基づく産業活動を通じて、区民生活及び地域環境の向上に努めるものとする。
- (イ) 産業者は、良好な労働環境の確保、技能及び技術の継承並びに適正な取引の推進に努めるものとする。
- (ウ) 商店街において小売店等を営む産業者は、当該商店街の振興のため商店会等が行う事業への積極的な参画を通じ、地域のにぎわいの維持に協力するように努めるものとする。

(6) 区民の理解と協力（条例第5条）

ア 改正の趣旨

区民に対し、ものづくりや大田区の産業の魅力への理解を深めることに加え、地域活動への参画を通じて産業全体を支える取組への協力に努める趣旨を明確化するため（イ）の下線部を追加します。

イ 対象条文

- (ア) 区民は、産業の振興が区民生活の安定と向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、産業者及び区と協力して、生活と産業が共存するまちづくりに努めるものとする。
- (イ) 区民は、ものづくり及び大田区の産業の魅力についての理解を深めるとともに、地域活動への参画を通じ、産業全体を支える取組に協力するよう努めるものとする。

(7) 委任（条例第6条）

現在の条文をそのまま引き継ぎます。

3 今後のスケジュール

令和8年第4回大田区議会定例会に条例案を提案する予定です。なお、本条例は令和9年1月1日施行を予定しておりますが、パブリックコメントの実施結果等により、変更する可能性があります。

<担当>

大田区産業経済部産業経済課産業経済担当（管理）

電話番号 03-5744-1363